



『すてないで あなたの一票 その手から』

投票時間は、
午前7時～午後8時

3月21日(日)は千葉県知事選挙の投票日

任期満了に伴う千葉県知事選挙の投票日は、3月21日(日)です。今後の千葉県の未来を託す人を選ぶ大切な選挙です。棄権しないで投票しましょう。

お問い合わせは、市選挙管理委員会 電話421-6792へ。

当日投票所の混雑などにより新型コロナウイルスへの感染が懸念される人は、期日前投票ができます。その際は「投票所入場整理券」の裏面の「期日前投票宣誓書」の6号事由に該当します。

投票前にホームページやSNSで情報を集めて比較しましょう

選挙は、私たちが政治に参加し、その意思を政治に反映させることのできる最も重要な機会です。私たちの代表として直接政治をする人を選びましょう。

投票する前に、選挙公報やホームページ、SNS などから、候補者の考えや政策の情報を得ることができます。得た情報を参考にほかの情報と比較したり、家族や周りの人と話し合ったりして、自分の考えを深めましょう。

期日前投票・不在者投票の利用を

■期日前投票 投票日に投票所に行くことができない人は次の施設で期日前投票ができます。投票をスムーズに行うために、市選挙管理委員会から郵送される「投票所入場整理券」の裏面にある「期日前投票宣誓書」にあらかじめ記入し、お越しください。

期日前投票所	期間・時間
八千代市役所／別館2階第1会議室	3月5日(金)～3月20日(祝) 午前8時30分～午後8時
ユアエルム八千代台店／3階エルムスペース	3月11日(木)～3月20日(祝) 午前10時～午後8時
イオンモール八千代緑が丘 3F専門店ミーティングルーム	
フルルガーデン八千代 専門店モール2F 会議室	

■指定病院などでの不在者投票 都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や施設に入院・入所している人は、その病院や施設の長に申し出ると、その場所で不在者投票ができます。入院・入所先へ確認してください。

■郵便などによる不在者投票の投票用紙の請

求は3月17日(水)まで 身体障害者手帳や戦傷病者手帳を持っていて、障害の内容と程度が一定の要件に該当する人や、介護保険被保険者証に「要介護5」と記載されている人は、郵便などによる不在者投票ができます。投票に関する記載を代わって行わせる代理記載制度もあります。詳しくは市選挙管理委員会へ。

■滞在先での不在者投票 長期出張などで市外に滞在している人は、本市選挙管理委員会に投票用紙などの交付を請求し、滞在する市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。手続きに時間がかかるので、早めに請求してください。

代理投票・点字投票

投票用紙に候補者の氏名を自分で書けない人は、投票所の係員による代理投票ができます。目の不自由な人は、点字投票用の投票用紙と点字器を設置していますので、係員に申し出てください。付添人も投票所に一緒に入ることにはできますが、投票に関与はできません。

一部の投票所が変わります

緑が丘西3～8丁目に住む人は、今回の選挙から新設する第38投票区の「みどりが丘小

学校体育館」が投票所となります。また、第5投票所は「八千代台文化センター」から「八千代台公民館」に変更となります。

該当する世帯へは、投票所入場整理券に文書を同封しますので、併せて確認してください。

選挙公報は新聞折り込みや市ホームページなどで

選挙公報は、朝日・産経・千葉日報・東京・日本経済・毎日・読売の各新聞に折り込んで配布します。市役所、支所・連絡所、公民館、図書館、ふれあいプラザ、ふるさとステーション(道の駅)、市内各駅などにも設置します。市ホームページからも見ることができます。

新聞未購読の世帯で新たに配布を希望する人は、市選挙管理委員会へ。



使用が制限される公共施設

3月20日(祝)・21日(日)の使用が制限されます。
▶投票所となる小・中学校の体育館 ▶八千代台近隣公園小体育館 ▶勝田台文化センター ▶八千代台・睦公民館 ▶市民体育館
▶投票所となる市内集会所施設

投票所での新型コロナウイルス感染症対策

- 投票所での感染症対策 ①手指消毒用アルコールの設置、②筆記用具・機材の消毒、③投票所係員のマスク・手袋等着用、④飛沫感染防止用パーテーションの設置、⑤ソーシャルディスタンスの確保のための立ち位置の表示、⑥定期的な換気
- 皆さんへのお願い ①ソーシャルディスタンスの保持、②マスク着用・せきエチケット、

- ③来所前後の手洗い・手指消毒
- 自分で筆記用具(鉛筆やシャープペンシルを推奨)をお持ちいただき、投票用紙に記入することができます。
- ※3月20日(祝)は期日前投票所の混雑が予想されます。また、投票日当日の21日(日)の午前中は混み合う傾向にあります。時間に余裕をもってお越しください。

国の障害者(児)手当の申請

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の申請をしていない人は早めに障害者支援課で手続きしてください。いずれも細かい認定基準や所得制限がありますので、同課に確認してください。

■特別児童扶養手当 ▼対象 身体障害者手帳のおおむね1～3級、療育手帳のA～おおむねB1の障害がある20歳未満の児童を、在宅で監督し保護している人 ▼支給月額 1級：5万2500円、2級：3万4970円

■特別障害者手当 ▼対象 重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の人 ▼支給月額 2万7350円

■障害児福祉手当 ▼対象 重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳未満の在宅の人 ▼支給月額 1万4880円 (障害者支援課 電話421-6740)

3月定例会は2月19日(金)に開会予定

3月定例会は、2月19日(金)に開会する予定です。会議の日程などは、開会予定日の約1週間前に決定されます。請願・陳情は、開会日の午後5時までに受け付けたものが3月定例会で協議されます。

■インターネット中継と会議録検索システム 本会議の様子がスマートフォンでも視聴できます。市ホームページで生中継するほか、会議の翌日(市の休日を除く)からは、録画中継で見ることが出来ます。会議録は会議録検索システムをご利用ください。

(議事課 電話483-1151)



会議録検索システム



インターネット中継

「電話de詐欺」が多発しています!!

市内では、昨年12月末時点で58件(対前年比+9件)、約1億2570万円(対前年比+約1800万円)の被害が発生し、深刻な事態となっています。市職員をかたる「還付金詐欺」や「預貯金通帳等を預かりだまし取る「預貯金詐欺」の手口が多くなっています。

特に偶数月の15日の年金支給日前後には、詐欺の電話が多くなっている傾向があります。被害に遭わないための一番の方法は犯人と直接話をしないことです。在宅中も常に留守番電話に設定し、不審な電話に出ないなどの対策をして、被害を未然に防ぎましょう。不審な電話がかかってきたら、すぐに電話を切って、110番または八千代警察署(486)0110に通報しましょう。(危機管理課)